## ら心め対応フローチャート【小園中】

## 把握すべき情報

- ・誰が誰を?【加害者と被害者】
- ・いつどこで? 【時間と場所】
- ・どのような内容か? 【内容】
- ・いじめのきっかけは?【背景と原因】
- ・どのくらい続いているか?【期間】

## ・いじめの把握

・いじめの可能性の把握



「いじめ」とは、一定の人的 関係にある生徒が行う精神的 または物理的な影響を与える 行為(ネットを含む)であり、 対象になった生徒が心身の苦 痛を感じているものをいう。

- ・事情確認(聞き取り)
- ・情報共有(学年・学校生指・管理職・教育委員会)

## いじめ対応チーム 対応を検討

いじめを確認した



被害者・加害者・第三者から個別に聞き取りを行う。時系列で記録をとる。

・情報収集

いじめを確認できなかった



- ・経過観察(継続指導)
- ・いじめ防止指導

聞き役・まとめ役・指示役等の役割

分担を。管理職・学校生指に報告。

6427-4651 ・西宮こども家庭センター 0798-71-4670

6 4 2 4 - 0 1 1 0

・尼崎少年サポートセンター

関係機関連絡先一覧

・尼崎市教育委員会 4950-5787

・尼崎東警察

・ 尼崎市教育・障害福祉センター (教育相談)

6 4 2 3 - 2 5 5 3

・尼崎家庭児童相談室

4950-0429

「家庭訪問等で報告と 方針の説明。丁寧に対 応を。

(生徒・保護者・教師から)



・被害生徒と保護者の支援

生徒・保護者の不安や心配の傾聴を優先する。今後の対応ついて説明を行う。

- ・加害生徒の指導と支援
- ・加害生徒保護者の助言と支援

・教育委員会、警察、家庭児童相談室、こども家庭センターなどの関係機関

との連携と、職員間の共通理解

教師は、学級・学年・授業経営を見直し、人権意識の昂揚を図る教育活動を行う。当該生徒の指導のみで終わらない。



いじめ継続の確認

本人からの聞き取りだけではなく、 普段の授業や休み時間の様子にも細 心の注意を払う。

11じめが継続している

いじめが一定解消されている

(最低3カ月止んでいること)

- ・事実確認
- ・継続支援
- 継続指導
- ・経過観察(継続指導)
- ・いじめ防止指導

該当生徒保護者とは綿密に連絡を取り、報告と状況確認を行う。一定解消であって も、観察や指導に終わりはない。



-7-